

## 千葉県の賃金事情（中小企業賃金事情調査）

### 【実施機関】

千葉県商工労働部雇用労働課

### 【調査時期】

毎年7月31日現在

### 【調査概要】

#### （目的）

千葉県内の中小企業に働く労働者の賃金等の実態を調査し、労使関係の参考資料として提供することにより、合理的な賃金管理及び健全な労使関係の形成に寄与することを目的とします。

#### （主な内容）

1 初任給 2 平均賃金 3 諸手当 4 週休制の状況 等

#### （調査対象）

「日本標準産業分類」のうち比較的企業数の多い6産業の中小企業、大企業

#### （調査方法）

任意に抽出した調査対象1,700事業所に対して郵送、自計式により調査

#### （公表時期）

その年度の1月～3月

#### （公表方法）

刊行物及びホームページに掲載